

望 洋

神奈川県行政書士会
川崎南支部広報部発行
平成14年12月

No. 38 号

— 四士業合同無料相談会開催される —

平成14年10月20日(日)午前11時30分より、川崎駅東口地下街アゼリアサンライト広場にて、毎年恒例の四士業合同無料相談会が開催されました。我が行政書士会川崎南支部を始めとして、司法書士会、税理士会、社会保険労務士会の会員の先生方がお集りになり相談に当たられました。

当支部は、午前11時30分より2時間ずつの3交替制をとり、山崎支部長、茂内先生、田島先生、佐藤先生、人見先生、加藤先生、工藤先生、中島先生、田村先生、私鈴木、本会より磯田副会長のご隣席を仰ぎ相談に当たりました。

当日は小雨模様であったため、人手が多くなかったためか、行政書士会の相談件数は、15件と予想よりも少ないものでした。

相談内容としては、相続が6件と一番多く、相続人の範囲、養子の相続権といった一般的なもの、被相続人が5年前に死亡しており、まだ相続手続きを行っていないケース、相続人があらかじめ相続を放棄することができるか、夫が死亡した場合、夫の兄弟姉妹に相続させないで妻が単独で相続できるか(子供はいない)という相談がありました。

さらに、相続人が5人いるうちで、同居していた次男が遺産分割協議に応じないというもの、相続人のうち1人が行方不明で遺産分割協議ができない状態で困っているという内容、父の遺産相続により相続した建物(未登記)を未登記のまま不動産業者に売ることは可能かというもの、以上6件が相続の相談内容でした。

他の相談としては、相談者とその長男がマンションを2分の1ずつ共有し居住しているが、長男が自己所有分を抵当にサラ金より借金をしてしまい、返済できなくなった場合どうなるかというもの、相談者のご主人と次男でローンを組み、2年前にマンションを購入、次男の返済は問題ないが、ご主人の経営する会社が今年の7月で倒産したため、今後の返済が心配という相談、以上2件が住宅ローン関係の相談としてありました。

さらに、相談者の賃貸物件の家賃が滞納されていて取り立てに困っているというもの、不動産売買



平成14年度支部役員紹介(支部政治連盟役員兼任)

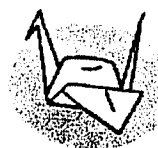
平成14年度の支部役員は下記のとおりです。

支部長 山崎茂樹 副支部長 工藤幸弘、中島弘太郎

会計 田島敏行 監事 庄嶋弘介

幹事 茂内将義、人見順一、佐々木慧、佐藤博一、嶋崎孝男、加藤幹夫、小出仲雄、鈴木重嗣(新任)、田邊永枝(新任)

◎佐藤博一氏は支部政連幹事長



の税金申告に関する相談、マンションの近隣問題（上の階の子供の飛び跳ねる音がうるさいというもの）が、不動産関係の相談としてありました。他には、中国から日本の国籍を取得し、現在塗装工をしているが、建設業許可（法人）をとるにはどうすればよいかというもの、中国人の在留7年の男性の永住申請の件、タイ人女性と婚姻するための手続きに関する相談、士業の訴訟代理、オンブズマン活用についての問い合わせがありました。

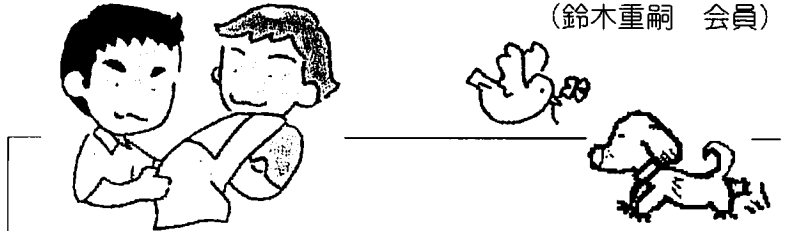
以上の相談内容を項目別にまとめると、相続6件、住宅ローン関係2件、不動産関係2件、近隣問題1件、建設業許可1件、入管関係2件、士業の訴訟代理関係1件となりました。

磯田副会長、当支部相談員が親切丁寧に相談に応じ、解決への道筋を示し、税金の申告等他士業の分野に関するものは、司法書士会、税理士会、社会保険労務士会の方々へ、ハトンタッチすることで、相談者の利益となるよう配慮しました。この方法がとれるのも合同相談会のメリットであると思えます。実際の相談件数は15件でしたが、看板をしばらくの間見ていた方もいらっしゃいましたので、法的な相談事項を抱えている方は多いのではないかと思います。

午後5時30分に相談会を終了し、報告、反省、慰労をかねて、モアーズ7階「さが野」にて懇談会を行い、活発な意見の飛び交う中、料理に舌鼓を打ち、疲れをいやしました。

今後の我々の課題としては、現行の四士業合同無料相談会という形式を続けていくなかで、如何に「市民の潜在的な法的需要」に応えていくか、ということにあるのではないかと思います。

（鈴木重嗣 会員）



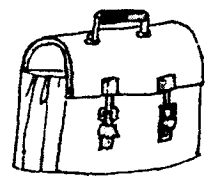
— 四士業会について思うこと —

支部長 山崎 茂樹

四士業会は正式には四士業連絡協議会と呼称され、最初は司法書士会が参加されない三士業会で開始し、士業間業務の境界上のトラブルを話し合う目的で発足したように歴代支部長からは聞いております。しかし今日の士業における垣根は徐々に低くなってきているのが実状です。弁護士と他士業との関係では、訴訟に関しての司法書士の一部参加や税理士の補助的参加が認められるようになりました。このような現実的変化が、日本の体制変化と共に興りつつあり、行政書士の世界も境界線の守備をいかにすべきかと同時に、新しい業務の開拓が急務であることも現実になってきています。

そこであらためて我が行政書士法の第1条の2の文を熟読し、今までないがしろにしてきた「権利義務事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）」の意味を理解し積極的に活用しなければならないと思えます。この文章（条文）を奇貨として、神が我々に与えた啓示として感謝しつつ、これからは一法律家と同時に冷静な記述者として一般市民の方々の強い味方になれるし、行政側にとっても頼もしい専門家として期待される存在になると思えます。つまり世の中の人々の、本当の意味での相談相手としての存在理由を自ら築き上げなくてはなりません。

その意味で初心に帰って権利義務等の原因証書などの研究・研磨がこれからは重要なことになると思います。



— 焼肉でスタミナつけて、暑気払い！ —

平成14年8月8日(木)、午後6時より川崎区小川町にある炭火焼肉「食堂園」にて川崎南支部恒例の暑気払いが行われました。暦の上では立秋でも、地球温暖化やヒートアイランドの影響なのか連日猛暑が続き、この日は最高気温が38度まで達した模様で、日差しが痛いほどでした。そして、ニュースでは、雪印食品に続き、日本ハムの子会社が引き起こした輸入牛肉混入疑惑が世の中を騒がせていました。

「BSE問題は、もう大丈夫なのだろうか？」と不安を抱きながら焼肉店に着くと、すでに大勢の先生方が畳部屋に設置されたテーブルを囲んでおられ、仕事塾の山下氏も参加していただき、総勢24名の参加となりました。室内の暑さは、コンロの火でさらに加速度を増し、体中から汗が噴出したのは私ばかりではなかったと思います。

支部長の挨拶の後、喉を潤すビールで乾杯。各テーブルでは、運ばれてくるカルピ、ミノ、タン等の様々な肉が一気に網に乗せられ、ジュージューと焼かれる音とともに香ばしいにおいが部屋中に立ち込めました。無心に焼く作業、食べる作業、飲む作業に没頭しながら、暑さの中、流れ出る汗と焼肉との格闘は、まさに暑気払いというよりも我慢大会のようでした。「自分」で焼いて「自分」で食べるとい



う調理の快感はあるにせよ、話に夢中になっていると肉が炭になってしまい、少々せわしない感があったものの、甲斐甲斐しく調理をリードし、お世話してくださる先生もおられ、隠れた一面を発見できるのも焼肉ならではのようです。

2時間もあっという間に過ぎ、茂内先生の挨拶となり、恒例の秋旅行の積極的な参加を呼びかけた後、お開きになりました。皆様、猛暑の中、本当にお疲れ様でした。

(田邊永枝 会員)

— 平成14年度川崎南支部定時総会・政連大会開催 —

平成14年5月11日(土) 定刻午後3時より、川崎グランドホテル2F 蘭の間において、川崎南支部定時総会が開催されました。

工藤副支部長の開会の言葉にはじまり、山崎支部長の挨拶、小出幹事の総会成立宣言を経て、審議案件すべてが全会一致をもって承認され可決確定しました。引き続き政連大会が開催され、佐藤政連幹事長の事業報告等を経て、4時50分すべての審議を終えました。

5時より、同ホテル4F ローズの間において懇親



会が行われました。本会より吉田副会長をお迎えし、来賓として社労士会、税理士会、司法書士会の各川崎支部長、行政書士会川崎北支部長、鶴見神港支部長のご出席をいただきご祝辞を頂戴いたしました。懇親会においては、会員相互の親睦を深めるとともに楽しい一時を過ごし、盛会のうちにお開きとなりました。

— 【街の法律家】としての行政書士 —

10月27日(日)に行政書士試験が実施されました。神奈川県においては、東海大学湘南校舎にて、約2,900名(申込者)が受験しました。受験資格の撤廃等により受験者は急増しており、全国で約7万9千人の受験申し込みがありました。

新入会員は、試験合格、登録、即開業という流れのなかで、受験勉強と実務のギャップに驚かれると思います。行政書士業務は、許認可手続きはもとより権利義務事実証明書類の作成と、そのフィールドは広くそして難易度の高い業務が多いからです。

しかしながら、行政書士試験自体は基本的な問題が多く、法令問題にしてもそれほど専門的な事項まで要求されていません。ましてや一般教養(今年度は漢文が出題された)科目については、その必要性すら疑問視されます。近年、神奈川会においても新入会員に対する実務研修が行われるようになりましたが、これについても時間的な制約があり限界があるのではないかと考えます。今後、全国的に新入会員のかなりの増加が見込まれるなかで、試験制度の見直しが行政書士制度存続の一つのカギになるのではないかと、と思います。試験委員への実務家の登用、一般教養科目の廃止、択一問題と記述問題(科目選択性導入)の完全分離等、試験制度改革のなかで、実務との乖離を少しでも埋めて、実務研修がその効果を一層発揮できるようにし、法律実務家としての「資質の確保」を図って行くべきであると考えます。

隣接士業の司法書士については、来年度より法務大臣の認定(研修及び試験)を受けた者には簡裁代理権が与えられます。これは現行の司法書士制度が二分されることを意味します。この改正について司法制度改革審議会は、弁護士の数十分に整うまで

の暫定的なもので、再度の見直しを示唆しています。それは改正された制度が定着し、市民に利用されなければ意味がないからです。我々行政書士も広範な法律知識と法律実務を身につけ、市民社会の身近な法律家を目指して『社会に必要不可欠な存在』になる努力をしていかなければならないと考えます。

(加藤幹夫 会員)

支部役員会の開催

支部役員会が下記日程で、川崎市教育文化会館会議室において開催されました。

第1回 平成14年4月10日(水)

第2回 平成14年6月7日(金)

第3回 平成14年9月9日(木)

会員の移動(入会・退会)

平成14年4月2日 河野俊太氏入会

4月10日 小澤正延氏退会



FLOWER BOUTIQUE
茂内康平の店

ブライダルブーケ、会場装花、葬儀用生花、花束、アレンジメント、鉢植えなど
全国どこにでもお届け致します。

(有) サンセットガーデン

〒211-0034 川崎市中原区井田中ノ町2-5

TEL 044-751-8783

FAX 044-751-2900

望洋抄

◆今年も残すところあとわずかとなりました。支部会員の方々も、日々業務に追われていることかと思えます。日本経済はまだまだ回復の兆しが見えず、不況の度合いはその深刻さを増してきています。政府の経済対策も閣内で対立が生じるほどで、必ずしも明確には施されてはいません。これらのことが我々の業務にも少なからず影響を与えてきています。

さて、今回の【望洋】第38号は10月20日に行われた四士業相談会をメインに編集しました。司法制度改革が進むなか、行政書士が『市民の相談相手として如何にあるべきか』を会員皆が真剣に考えなくてはならない時期にきているのではないかと、感じます。

今後は、支部単独の相談会も検討していく必要があるように思います。

◆今回から【望洋】誌面の一部カラー化を目指しましたが、費用の面で折り合わず断念しました。来年度は、何とか広報部の予算枠を拡大していただき、実現できればと考えています。次回第39号は平成15年3月末を予定しています。(広報部 加藤)

支部機関誌 望洋

発行 行政書士会川崎南支部

発行責任者 山崎 茂樹

編集責任者 加藤 幹夫

編集担当 小出 伸雄

鈴木 重嗣

田邊 永枝